

Tranzax株式会社 宛  
Tranzax電子債権株式会社 宛

商号・名称または屋号

**電子債権建設株式会社**

代表者名

**電子 次郎**



(届出印)

**反社会的勢力ではないことの表明・確約書**

当社(私)は、次の1. の各号のいずれかの事由に該当し、もしくは2. の各号のいずれかの事由に該当する行為をし、または本書にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴社への記録請求が却下され、または利用契約が解約されても異議を述べず、これにより当社(私)に損害が生じた場合でも、貴社にはなんらの請求もせず、当社(私)がいつさいの責任を負うことを確約いたします。

1. 貴社との利用契約締結に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを暴力団員等という。)に該当しないこと、および次の(1)ないし(5)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 自らもしくは第三者を利用して次の(1)ないし(5)の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的または脅迫的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

Tranzax 株式会社

受付日:

承認	印鑑照合	受付

Tranzax 電子債権株式会社

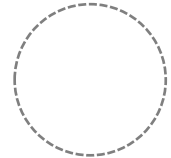
受付日:

承認	印鑑照合	受付

Tranzax株式会社 宛  
Tranzax電子債権株式会社 宛

商号・名称または屋号

代表者名



(届出印)

**反社会的勢力ではないことの表明・確約書**

当社(私)は、次の1. の各号のいずれかの事由に該当し、もしくは2. の各号のいずれかの事由に該当する行為をし、または本書にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴社への記録請求が却下され、または利用契約が解約されても異議を述べず、これにより当社(私)に損害が生じた場合でも、貴社にはなんらの請求もせず、当社(私)がいつさいの責任を負うことを確約いたします。

1. 貴社との利用契約締結に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを暴力団員等という。)に該当しないこと、および次の(1)ないし(5)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 自らもしくは第三者を利用して次の(1)ないし(5)の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的または脅迫的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

Tranzax 株式会社

受付日:

承認	印鑑照合	受付

Tranzax 電子債権株式会社

受付日:

承認	印鑑照合	受付